

## 議 案 第 2 号

富士見市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について

富士見市職員定数条例（昭和45年条例第31号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和8年2月17日提出

富士見市長 星 野 光 弘

### 提 案 理 由

職員定数のうち定数外とする職員に関する規定の整備等を行うため、富士見市職員定数条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出します。

## 富士見市職員定数条例の一部を改正する条例

富士見市職員定数条例（昭和45年条例第31号）の一部を次のように改正する。

第1条中「事務部局に勤務する」を「各機関に勤務する一般職の」に改める。

第2条第1項第7号中「事務部局」の次に「及び教育機関」を加え、「120人」を「70人」に改め、同項第8号中「26人」を「15人」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 職員が、前項各号の複数の職員を兼ねることとなった場合は、当該職員の任命権者は、協議の上、いずれか一の定数とするものとする。

第3条の次に次の1条を加える。

（定数外の職員）

第4条 次に掲げる職員は、第2条第1項各号の定数外とする。

- (1) 地方自治法第252条の17第1項（同法第292条において準用する場合を含む。）の規定により他の地方公共団体へ派遣されている職員
- (2) 地方公務員法第28条第2項の規定により休職を命じられた職員
- (3) 地方公務員法第39条の規定に基づく研修に長期にわたり参加する職員
- (4) 地方公務員法第55条の2第1項ただし書又は地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第6条第1項ただし書の許可を受けた職員
- (5) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項の規定により育児休業をしている職員
- (6) 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年条例第28号）第2条第1項の規定により派遣されている職員
- (7) 富士見市職員の自己啓発等休業に関する条例（平成30年条例第22号）第2条の規定により自己啓発等休業をしている職員

2 前項各号に掲げる職員が復職し、又は職務に復帰した場合は、当該職員は、復職し、又は職務に復帰した日の属する年度の末日まで、定数外の職員とする。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。